



2026年7月10日

各 位

会 社 名 沖縄電力株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 横田 哲  
(コード：9511 東証プライム・福証)  
問 合 せ 先 送配電事業部ネットワーク企画グループ長 岸本 久武  
電 話 番 号 098-877-2341 (代)

### 託送供給等に係る収入の見通しの変更に関する承認申請について

本日、電気事業法第17条の2第4項の規定に基づき、経済産業大臣へ「託送供給等に係る収入の見通し（以下「収入の見通し」）」の変更承認申請を行いましたので、お知らせします。

当社はレベニューキャップ制度の下、国に提出した事業計画に基づき、安定供給やレジリエンス強化、再生可能エネルギーの導入拡大に資する系統整備等を進めています。

昨今の原材料価格や労務費の高騰および物流費の上昇、金利上昇に伴う支払利息の増加など、事業を取り巻く環境に当初の計画時点では想定できなかった大きな変化が生じています。当社は、コスト削減や業務効率化に継続して取り組んでおりますが、こうした外部環境の変化による費用増加の吸収が困難な状況となっております。

一方で、今後も安定供給やレジリエンス強化等の取り組みを着実に進めていくためには、施工力を含めたサプライチェーンを維持していくことが重要となります。昨今の物価上昇等の環境下において、サプライチェーンを維持するためには、取引先においても人材の確保・維持に必要な賃金水準を確保することが不可欠です。今回、物価上昇等を適切に取引価格へ反映するため、「収入の見通し」の変更承認申請を行ったものです。

レベニューキャップ制度には、規制期間（5年間）において外生的な要因で発生した費用変動は、事後的に調整される仕組みが設けられており、今回の申請は、調整の対象となる物価変動等に係る費用の変動を反映して、「収入の見通し」の変更を行うものです。

現行の「収入の見通し」は、2023年度から2027年度までの5年間で3,463億円であるところ、変更後は157億円増加し、3,621億円となります。

本日申請した「収入の見通し」については、今後、国による審査を経て、経済産業大臣の承認を受けることで変更が決定されます。その後、変更後の収入の見通しに基づき託送料金を設定し、2026年11月1日実施に向け、託送供給等約款の変更届出を行う予定です。

当社は、今後も電力の安定供給のさらなる強化およびカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを通じて、地域社会の発展に貢献してまいります。引き続き、皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

添付資料：託送供給等に係る収入の見通しの変更について（概要）

以上



# 託送供給等に係る収入の見通しの 変更について（概要）

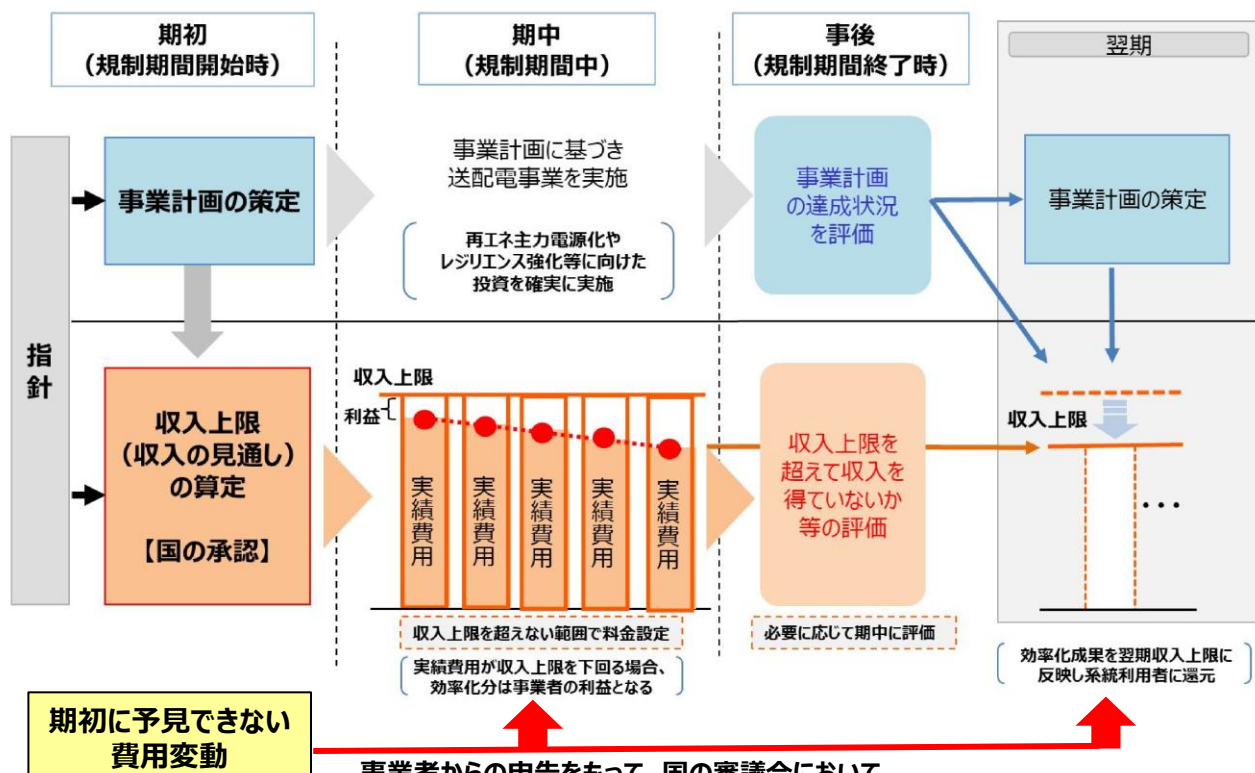
2026年7月10日  
沖縄電力株式会社

# 1. 託送料金制度（レベニューキャップ制度）について

- 託送料金制度（レベニューキャップ（RC）制度）では、承認された「収入の見通し」と規制期間における実績値との乖離額等について、一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用の変動やエネルギー政策の変更等を要因とする場合には、**省令\*上、規制期間における収入の見通しに係る事後調整（期中調整、翌期調整）**の仕組みが設けられている。

※一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（RC省令）

## 託送料金制度（レベニューキャップ（RC）制度）



### 【初期に予見できない費用変動の扱い】

- レベニューキャップ制度においては、外生的要因による費用変動（制御不能費用）や投資量の変動について、事後的にその変動額を調整することを措置している。
- なお、既に制度において措置を行っている上記以外でも、外生的な要因や、2050年のカーボンニュートラル、2030年の46%削減目標に向けた政策対応等によって、**初期に予見できない費用の増減が発生する可能性**がある。
- そういった場合には、当該事象や費用変動額に関する**事業者からの申告**をもって、国の審議会において、申告内容の妥当性（外生的な要因の有無や、変動額の妥当性等）を慎重に検証し、**事後的な調整（期中調整、翌期調整）の必要性を議論**する。

事業者からの申告をもって、国の審議会において事後調整（期中調整、翌期調整）の必要性を議論（※省令上では翌期調整が基本、期中調整は限定的な扱い）

<2021年11月 託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ詳細参考資料 一部加工>

## 2. 電気料金の構成 ～託送料金と電気料金の関係～

- お客さまが小売電気事業者に支払っている電気料金は、分解すると大きく3つに分けられます。
- そのうち②託送料金分が、小売電気事業者を通して送配電事業者へ支払われています。
- 一般家庭の場合、託送料金は電気料金全体の約30%程度です。

### ◆ 電気料金



#### ① 発電料

・発電事業者が「電気を作る」ための費用



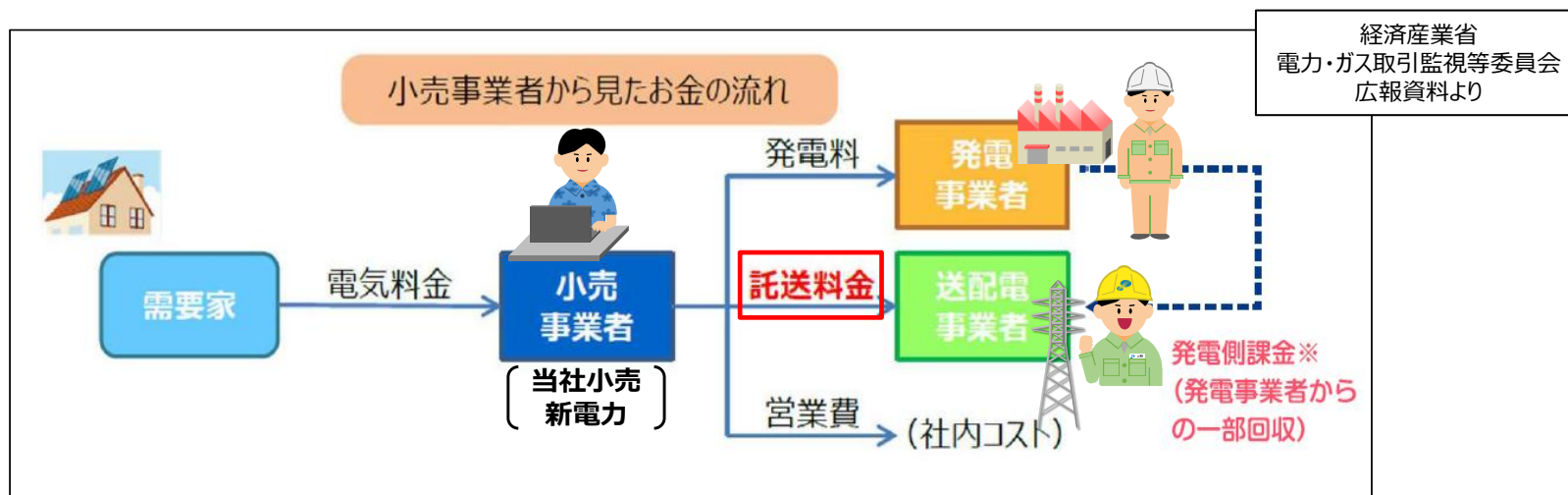
#### ② 託送料金

・送配電事業者が「電気を届ける」ための費用



#### ③ 営業費

・小売電気事業者が「電気を売る」ための費用



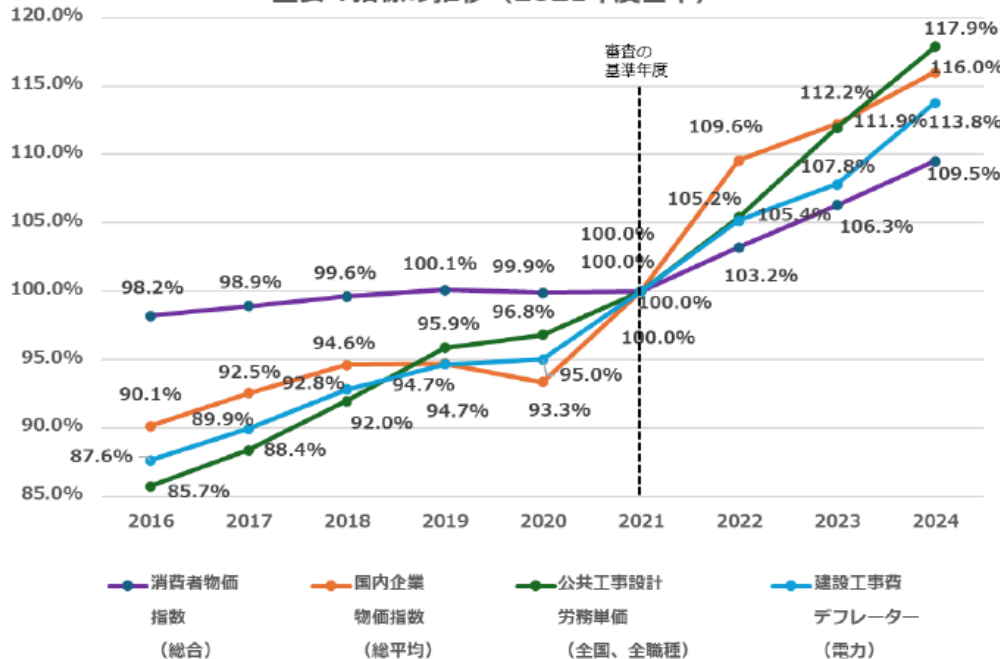
# 3. 物価及び金利上昇が収支に及ぼす影響について

- 昨今の物価上昇等の影響により、想定以上の費用増加に直面しており、2026年度以降の収支は非常に厳しくなると見込んでいます。引き続きコスト削減や業務効率化に努めてまいります。物価上昇等の影響の自助努力による吸収が困難な状況となっています。
- 下図のとおり、人件費・物価関連の各指標や国債等金利は近年大きく上昇しております。

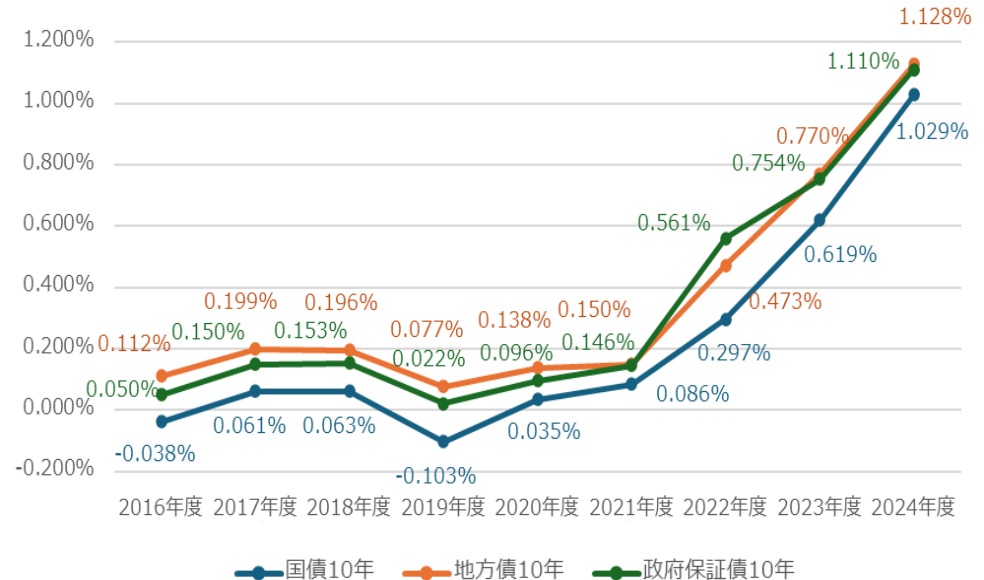
出典：2025年12月16日 第72回料金制度専門会合 資料3（一部加工）

## <人件費・物価関連指標の推移>

主要4指標の推移（2021年度基準）



## <国債等金利の推移>



## 4. 料金制度専門会合での議論および変更承認申請の必要性

- 電力・ガス取引監視等委員会（料金制度専門会合）において、RC制度における物価等の上昇・事業報酬の取扱いについて議論され、下記のとおり取りまとめられており、物価上昇等の外部環境の変化に適切に対応できるようRC省令等が改正されています。
- 今後も安定供給やレジリエンス強化、再生可能エネルギーの導入拡大に資する系統整備等の取り組みを着実に進めていくためには、施工力を含めたサプライチェーンを維持していくことが重要です。昨今の物価上昇等の環境下において、サプライチェーンを維持するためには、取引先においても人材の確保・維持に必要な賃金水準を確保することが不可欠です。今回、物価上昇等を適切に取引価格へ反映するため、「収入の見通し」の変更承認申請を行ったものです。

出典：2025年12月16日 第72回料金制度専門会合 資料3

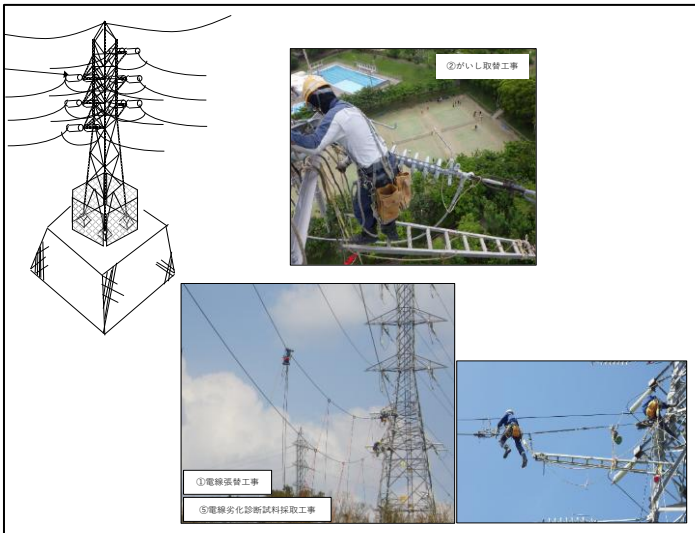
### 3. 第1規制期間における制度措置のまとめ

- 現行の第1規制期間の審査時は、物価等上昇の影響が顕在化しておらず、期間中の物価等変動を考慮しないことと整理された。一方で、その後、人件費・物価関連指標が急激に上昇。さらに事業者は金利上昇に伴う支払利息の増加にも直面している。
- 今後、各事業者は、継続的かつ安定的な事業運営や、取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新やGX・DXの推進に支障をきたすことが懸念される。
- 本日を含むこれまでの会合で御審議いただいた第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて、以下のとおり、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしてはどうか。

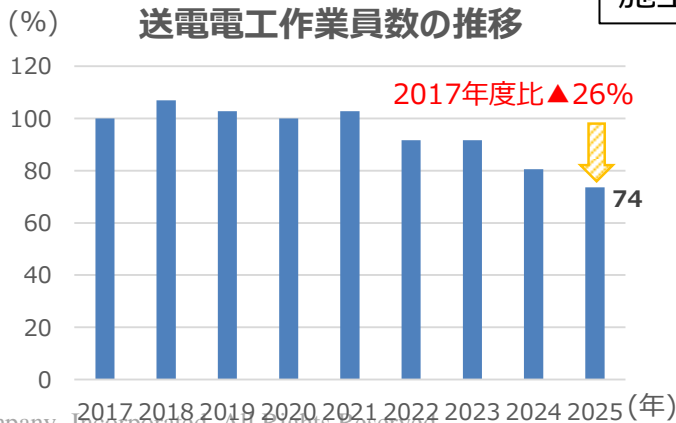
#### <第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱い>

論点	第1規制期間における検討論点	具体的な制度措置
①	第1規制期間での制度要否、及び対象とする場合の年度	第1規制期間も制度措置の対象とし、対象は2026・2027年度の2年とする
②	第1規制期間の制度措置の対象とする投資量	各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値）とする
③	制度措置の反映方法	翌期調整での反映を基本とするが、事業者による期中調整の申請を可能とする制度とする
④	制度措置の対象とする費用項目	事後検証費用・控除収益・制御不能費用を除く、OPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象とする（一部対象外とする原価区分あり）
⑤	物価等上昇の影響額算定の基準年度	制度措置の基準年度を2021年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映
⑥	適用する客観的な公表指標	費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター（電力）を適用
⑦	事業報酬の取扱い	第1規制期間のうち、2026・2027年度の2年を対象に、事業報酬率のうち、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置することとし、反映方法は論点③と同様とする

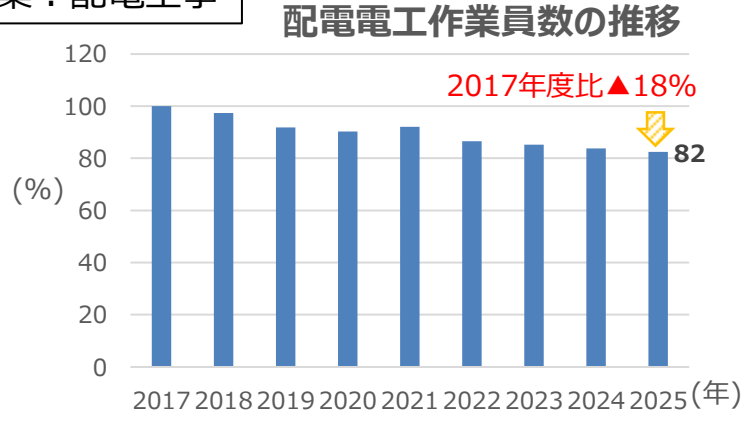
- 送配電設備の建設・保守・災害復旧は、多くの施工業者によって支えられています。
- しかしながら昨今の物価上昇や人材不足の影響により、特に送電・配電の電工作業員数は減少傾向が続いている状況となっています。



施工業者作業：送電工事



施工業者作業：配電工事



## 5. 安定供給を支えるサプライチェーンの維持

- サプライチェーン全体を維持するために、昨今の物価上昇等や人材不足といった課題に対応していきます。
- また、パートナーシップ構築宣言の趣旨に基づき、物価上昇等の影響について、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造に取り組む事業者の皆さまとの連携を通じ、適切な取引価格を実現することで安定供給に努めています。

沖縄電力 パートナーシップ構築宣言（HPより一部抜粋）

### 【パートナーシップ構築宣言】

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

#### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

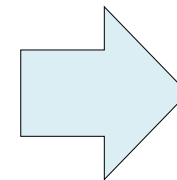
電子商取引を相互に利用し推進することで、取引先の業務効率向上を支援します。

#### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### 3. その他

「調達の基本方針」に基づき、パートナーである取引先とともに、法令・社会規範の遵守、安全の確保、地球環境への配慮などについて連携した取組みを推進していきます。



## 6. 効率化による収支改善対策

- 効率化施策については、従来の取り組みに加え、他社の効率化施策についても検討を行い、適用件名（対象設備）がない効率化施策以外はすべて採用し計画に反映することで、より合理的な計画となるように見直しを行っています。今後も引き続き、コスト削減や業務効率化に取り組んでまいります。

### 投資量効率化施策一覧

部門	施策	主要設備	採用状況
送電	設備のスリム化	鉄塔・電線・工務ケーブル	採用済
	長径間化・高鉄塔化	鉄塔	採用済
	劣化状態を踏まえた工事形態の見直し	鉄塔・電線	採用済
	劣化状態を踏まえた工事形態の見直し	工務ケーブル	当社施策
	他工事との同調実施	鉄塔・電線・工務ケーブル	採用済
	第三者との協議	鉄塔・電線	採用済
	期中の工事計画見直しによる効率化	工務ケーブル	採用済
変電	設備のスリム化	変圧器	採用済
	設備のスリム化	遮断器	当社施策
	撤去機器の流用	変圧器・遮断器	採用済
	点検結果や劣化状況を踏まえた設備更新時期の見直し	変圧器・遮断器	採用済
配電	設備のスリム化	コンクリート柱・高圧電線・低圧電線・柱上変圧器	採用済
	元位置建替車両の適用に伴う効率化	コンクリート柱	採用済
	ハイブリットCP保全シートを用いた補修・補強対策による効率化	コンクリート柱	採用済
	期待年数の見直し	高圧電線・低圧電線・地中ケーブル	採用済
		柱上変圧器	不採用

※本施策は一般地区における期待年数設定の細分化を行うものですが、当社エリアはすべて塩害地区となっているため不採用。

- ケーブルの更新計画にあたっては、経年や事故事例を踏まえた同種対策として張替計画を策定していますが、設備状態を踏まえた計画の見直しを毎年実施しています。
- 直近の巡視点検結果等を踏まえ、設備の健全性を確認したことから、ケーブルの更新計画を見直し、RC1における更新物量を削減しました。
- なお、更新計画の見直しを行ったケーブルについては、安定供給に影響がないよう、定期的な巡視点検等により設備の状態を確認していきます。

## 巡視点検について

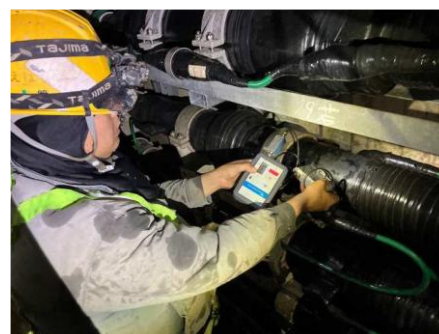
巡視点検では、ケーブル外観や付属品類(金物等)の損傷、腐食、異常過熱等の設備異常を定期的に確認・補修しています。



ケーブル外観点検



ケーブル移動量点検



部分放電測定

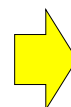
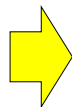


滑落防止装置  
点検・グリスアップ

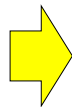
# 【参考】効率化の取り組み 元位置建替（コンクリート柱）

- 元位置建替とは、高経年取替で増加する電柱建替工事において、仮柱を使わず専用工具で架線物を一時支持し、既存電柱の元穴に新柱を建て替える工法であり、以下のメリットがあります。
  - ・電柱位置の変更や新規掘削が不要となるため、地権者交渉が不要。
  - ・新規掘削を行わないことから、地下埋設物損傷リスクの軽減が可能。
  - ・仮移設に要する費用を低減できることから、工事費の縮減に寄与。

## 仮柱工法



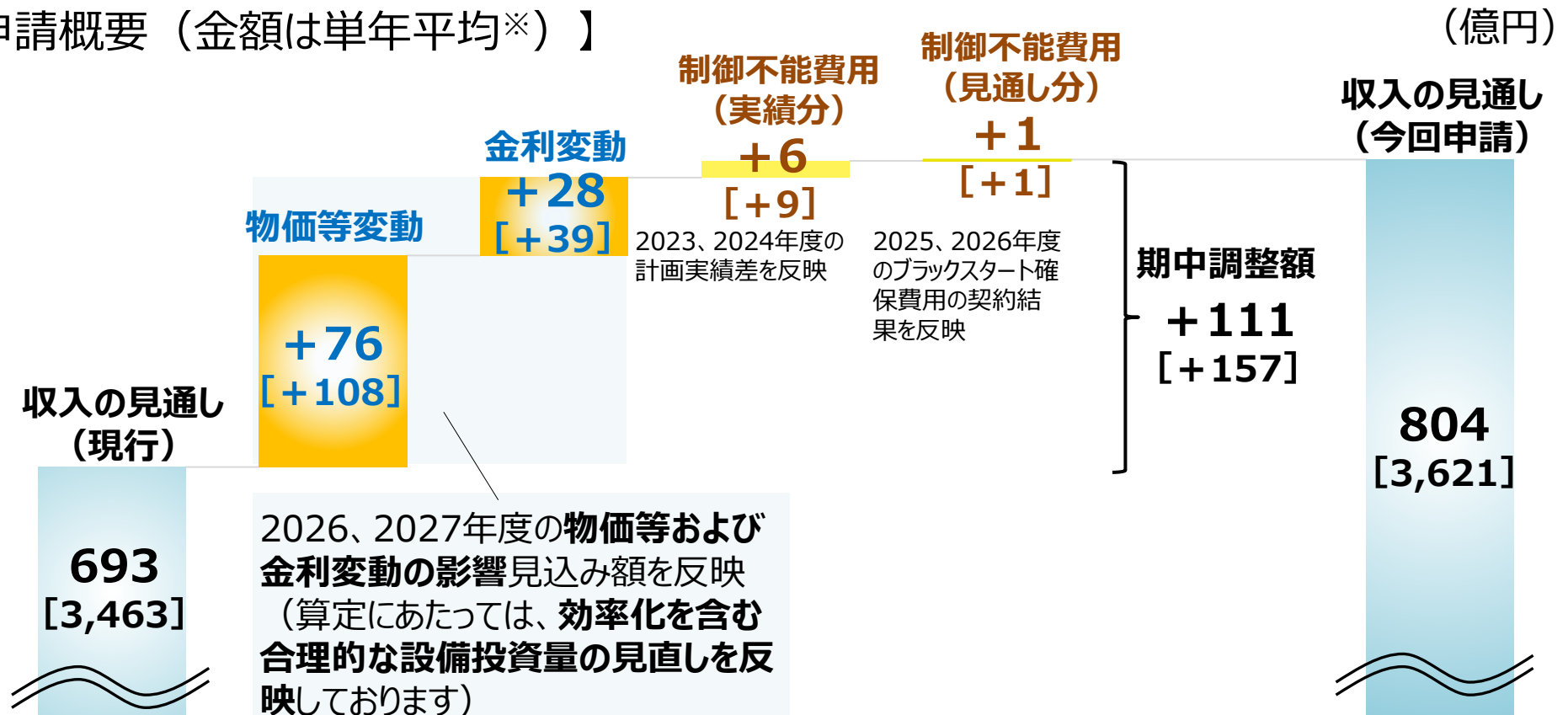
## 元位置建替



## 7. 「収入の見通し」の変更承認申請の概要

- 今回の変更承認申請（期中調整）は、RC制度の見直しを踏まえ、2026年度、2027年度に見込まれる物価上昇等の影響に伴う費用等を「収入の見通し」に反映するものです。
- 増加分を新料金として2026年11月～2028年3月（1年5カ月）の託送料金に反映した場合、「収入の見通し」の単年平均額※は、現行の693億円から、111億円増加し、804億円となります。  
※収入の見通し変更後の期間である2026年11月～2028年3月（1年5カ月）の金額を1年あたりとした平均値

### 【申請概要（金額は単年平均※）】



※ [ ] 内は5カ年合計額、端数処理により合計額は一致しません。  
Copyright © The Okinawa Electric Power Company, Incorporated. All Rights Reserved.

■ 今後の「収入の見通し」の承認、託送供給等約款の変更届出および新料金実施に係るスケジュールのイメージは以下のとおりとなります。

